



自分たちで  
企画・運営を

# はたち 二十歳のつどい 実行委員会 メンバー募集

問い合わせ  
生涯学習課 ☎535800

今年度20歳を迎える皆さんから、実行委員を募集します。実行委員会では、アイデアを出し合い、役割を決めて企画・運営をします。一生に一度の二十歳の祝いの会を皆さんの手で作ってあげてみませんか。  
※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、内容が変更する場合があります。

## 二十歳のつどい開催

とき 令和5年1月9日(月・祝) 13時～16時(予定)  
ところ アゼリアおおたけ(大竹会館)  
対象 平成14年4月2日生まれ～平成15年4月1日生まれの方  
募集人数 10人程度  
申し込み 9月30日(金)までに電話またはメールに氏名(ふりがな)、出身小・中学校、電話番号を記入し、タイトルを「二十歳のつどい実行委員会メンバー募集」と付けて申し込んでください。  
メールアドレス seigaku@city.otake.hiroshima.jp

こちらのQRコードから、市ホームページの関連ページにアクセスできます。

7月は「青少年の非行・被害防止」ならびに「社会を明るくする運動」全国強調月間として、さまざまな行事が全国で行われます。  
市内では、青少年非行防止実行委員会の構成機関・団体が協力し、巡回広報活動、共同街頭補導および巡回パトロールなどが実施されます。青少年の非行や犯罪防止、健全育成について地域全体で取り組んでいきましょう。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、例年より規模を縮小して実施します。

スローガン  
★地域ぐるみで 青少年を守ろう 育てよう  
★犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

## 市民のつどい

7月2日(土) 13時～15時  
アゼリアホール

問い合わせ  
青少年育成センター  
(生涯学習課内) ☎28-5680

## 消防団員募集

消防団は若い力、女性の力を必要としています。自分の大切な町、大切な人を一緒に守りましょう。  
問い合わせ 消防本部消防課 ☎53-7708



## 中学生交歓交流事業

中止

問い合わせ 生涯学習課 ☎28-5680  
沖縄県豊見城市と大竹市の中学生が毎年相互に訪問し、平和学習などの交流を行う「中学生交歓交流事業」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。

とき 7月2日(土) 13時～15時(12時30分開場)  
ところ アゼリアホール  
内容 「ひまわりの譜合唱」  
○式典  
○講演会  
○テーマ「守りたい！子どもの安全」  
講師：岡 真裕美さん  
(子ども安全講師)  
○中学生意見発表表

# 大竹市での 新型コロナウイルス感染症の ワクチン接種のお知らせ VOL.14

大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話 ☎28-1611  
受付時間 8時30分～17時(土・日曜日、祝日除く)

接種費用(無料)  
ワクチン接種(任意)

## 4回目接種について

追加(3回目)接種から5カ月経過後に接種が可能です。  
対象 ①60歳以上の方②18歳以上60歳未満で基礎疾患がある方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方  
※②の方で接種希望者は保健医療課へ接種券の交付申請の手続きをしてください。

### 重症化リスクの高い基礎疾患のある方

- 以下の病気や状態の方で、通院・入院している方
- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病(高血圧を含む)
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病(肝硬変など)
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 染色体異常
- 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

2基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方  
\* BMI30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

### 新型コロナウイルスワクチン接種に関する公的関与の既定の適用

- ・・・接種勧奨(予防接種法第8条)：全ての接種対象者
- ・・・努力義務(予防接種法第9条)：1～3回目は12歳以上、4回目は60歳以上

	1・2回目	3回目	4回目
60歳以上			
12～59歳			18～59歳(※)
5～11歳			接種対象外

※ 4回目接種においては、60歳未満の者については、18歳以上で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者のみを対象とする見込みであり、当該範囲において、接種勧奨規定が適用されることとなる。

## 追加(3回目)接種について

18歳以上は、2回目の接種を完了してから4カ月目に到達した方に対して、順次、追加(3回目)接種券を送付しています。個別接種または集団接種で早めに接種を受けてください。  
12歳～17歳の追加(3回目)接種を開始しています。この年齢の方は、ファイザー社製ワクチンのみ使用可能です。そのため、個別接種のみとなります。

## 小児(5～11歳)接種について

個別接種のみ行っています。小児ワクチンは、12歳以上が使用するワクチンとは種類が異なります。接種は任意であり「努力義務」は適用されていません。

## 初回(1・2回目)接種希望者の方へ(12歳以上の方)

現在、市で予約を集約していますので、希望される場合は、新型コロナウイルスワクチン接種専用電話へ。

## 武田社ワクチン(ノバックス)の接種(1～3回目)について

県が武田社ワクチン(ノバックス)の接種会場を設置します。詳しくは、県ホームページを確認してください。8月上旬(予定)に市内でも接種できるよう、現在準備しています。詳しくは新型コロナウイルスワクチン接種専用電話へ。

※各接種について詳しくは、接種券に同封したチラシをご覧ください。

## ワクチン相談窓口など

・広島県新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口(専門的・一般的相談窓口)

電話 082-513-2847  
ファクス 082-211-3006

24時間・土・日曜日、祝日対応  
・新型コロナウイルスワクチン接種の総合案内  
コロナワクチンナビ



大竹市でのワクチン接種の最新情報については、市ホームページをご覧ください。

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援 特別給付金

## ひとり親世帯分

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給します。

### 対象

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金給付などを支給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけではなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

問い合わせ  
福祉課 ☎59-2148

- ・申請者本人の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・申請者本人と支給対象児童の戸籍謄本または抄本（既に児童扶養手当の受給資格者として認定を受けている方は不要です）

## ひとり親世帯以外分

### 対象

- ※②または③に該当する方であっても、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を既に受けている方、または支給を受けることが決定している方は対象になりません。
- 一世帯5万円  
第2子以降1人につき5万円
- 支給手続き
- 支給対象者②③に該当する方は申請が必要となります。①に該当する方の申請は必要ありません。
- 必要書類
- 支給対象者②のうち児童扶養手当の受給資格の認定を受けていない方、または③の方
- ・申請書（福祉課に備え付け。市ホームページからダウンロードもできます）
- ・申請者の本人確認書類の写し

- ・障害の状態を確認する必要がある場合は確認するための書類
- ・簡易な収入額等の申立書
- ・令和2年2月以降の収入を証明する書類（給与明細書・公的年金証書など）

支給額 児童1人につき5万円  
受給手続き  
手続きが不要な方

- ①児童手当の受給者（公務員を除く）または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方（該当する方には通知をし、随時支給）
- 手続きが必要な方
- ②平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童の養育者
- ※小規模住居型児童養育事業者、法人は対象外です。
- 令和4年度分の住民税均等割が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（家計急変者）
- ※住民税の申告が済んでいない方は、非課税を確認後、支給します。収入がなかったなどの理由で申告していない方は、早めに市民税務課で申告をしてください。
- ③その他の支給対象者
- 申請書類（③の方の場合）
- ・申請書
- ・申請者（収入金額の高い方）の本人確認書類の写し
- ・申請者と児童の関係を確認できる書類の写し

### 住民税非課税相当の収入の目安

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額(年額)
2人 (例)夫(婦)+子1人	146.9万円
3人 (例)夫婦+子1人	187.7万円
4人 (例)夫婦+子2人	232.7万円
5人 (例)夫婦+子3人	277.7万円
6人 (例)夫婦+子4人	322.7万円

(注)世帯人数は、次の合計人数です。  
・申請者(収入金額の高い方)  
・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の方)  
・扶養親族(16歳未満の方も含まれます)  
(注)申請者の年間収入見込み額が、非課税相当収入限度額以下となることが要件の1つです。

**厚生労働省  
コールセンター**  
受付時間  
9時～18時  
(土・日曜日、祝日を除く)  
☎0120-400-903

- ・申請者の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・簡易な収入(所得)見込額の申立書
- ・申請者、配偶者などの令和4年1月以降の1カ月の収入額が分かる書類（給与明細書など）
- ※申請書・申立書は、市ホームページからダウンロードできます。
- 申請期限 令和5年2月28日(火)までに福祉課へ。

## 福祉医療制度 新しい受給者証は 7月下旬に郵送

問い合わせ  
保健医療課 ☎59-2141

市の福祉医療には、①重度心身障害者医療、②ひとり親家庭等医療、③こども医療、④精神障害者医療の制度があり、医療費の自己負担の一部を助成しています。ただし、保険適用外のものはありません。

現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限の過ぎた受給者証は返却するか、ご自身で確実に破棄してください。

また、転出や所得制限などで受給資格がなくなった場合は受給者証を必ず返却してください。

なお、下表の基準に該当し、まだ認定を受けていない方は、所定の申請をしてください。（認定には審査があります）

**申請・返却**  
受給者証の返却や認定申請をされる方は、保健医療課または各支所へ。

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
①重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、A、Bをお持ちの方。ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満であること。 (扶養人数などにより基準額は変わります。) ※継続して常時、人工呼吸器など装着をしている方は、所得制限が緩和される場合があります。	・医療機関 1日200円、医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要。 ・保険薬局（処方箋などによる薬代） 一部負担金は必要ありません。
②ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和5年3月末時点で18歳以下の児童とその児童を養育している父親または母親など。 ・父母のいない令和5年3月末時点で18歳以下の児童。	・所得税非課税の世帯の方。（平成22年度税制改正前基準による。） ただし住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	・医療機関 1日500円、医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要。 ・保険薬局（処方箋などによる薬代） 一部負担金は必要ありません。
③こども医療	・0歳～15歳(中学校卒業まで)の児童。	・所得制限無し。	
④精神障害者医療	・精神障害者手帳1級と自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方。ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満であること (扶養人数などにより基準額は変わります)	・医療機関 1日200円、医療機関ごとに、通院は月4日まで。 ※入院は対象外 ・保険薬局（処方箋などによる薬代） 一部負担は必要ありません。